

短期組合員・短期船員組合員・後期短期組合員資格取得届書について

- 次の資格取得要件を満たしている職員の方は、公立学校共済組合富山支部の短期組合員として資格を取得するため、短期組合員・短期船員組合員・後期短期組合員資格取得届書を提出してください。

常勤職員以外で次のいずれかに該当する者	
①	常勤職員の所定勤務時間以上勤務している者で、勤務期間の2か月を超えること（超えることが見込まれる場合も含む）
②	週の所定勤務時間及び1か月間の所定勤務日数が、常勤職員の4分の3以上あって、勤務期間が2か月を超えること（超えることが見込まれる場合も含む）
③	①、②以外の者で、次の要件すべてに該当すること
	・週の所定勤務時間が20時間以上である。
	・報酬月額が8万8千円以上である。
	・勤務期間の見込みが2月を超える。
	・学生でない。

●記入上の注意

- ・複数校で勤務をしている場合はひとつの所属所から手続きを行ってください。
- ・75歳以上の方（一定の障害状態にある65歳以上75歳未満の方を含む）も福祉事業が対象となるため届出が必要です。
ただし、後期高齢者医療保険制度の対象となるため資格確認書及び資格情報のお知らせの発行は致しません。
- ・住所は住民票上の住所を記入してください。

短期組合員・短期船員組合員・後期短期組合員資格取得届書について

- 次の資格取得要件を満たしている職員の方は、公立学校共済組合富山支部の短期組合員として資格を取得するため、短期組合員・短期船員組合員・後期短期組合員資格取得届書を提出してください。

常勤職員以外で次のいずれかに該当する者	
①	常勤職員の所定勤務時間以上勤務している者で、勤務期間の2か月を超えること（超えることが見込まれる場合も含む）
②	週の所定勤務時間及び1か月間の所定勤務日数が、常勤職員の4分の3以上あって、勤務期間が2か月を超えること（超えることが見込まれる場合も含む）
③	①、②以外の者で、次の要件すべてに該当すること
	・週の所定勤務時間が20時間以上である。
	・報酬月額が8万8千円以上である。
	・勤務期間の見込みが2月を超える。
	・学生でない。

- 記入上の注意
 - ・複数校で勤務をしている場合はひとつの所属所から手続きを行ってください。
 - ・75歳以上の方（一定の障害状態にある65歳以上75歳未満の方を含む）も福祉事業が対象となるため届出が必要です。
ただし、後期高齢者医療保険制度の対象となるため資格確認書及び資格情報のお知らせの発行は致しません。
 - ・住所は住民票上の住所を記入してください。